



# 宮崎県公報

平成19年3月29日(木曜日) 第1866号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 規 則

○宮崎県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則……………(水産政策課) 1

### 告 示

- 介護保険法施行例等の一部を改正する政令に規定する適格研修の公示……………(高齢者対策課) 1
- 民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 1
- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示……………(管理課) 2
- 土地収用法に基づく事業の認定……………(用地対策課) 2
- 道路の区域の変更(6件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(6件)……………( ) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 5

頁

### 公 告

- 土砂災害警戒区域の指定……………( ) 6
- 平成19年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格……………(物品管理課) 7
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(生活・文化課) 9
- 第10次鳥獣保護事業計画の策定……………(自然環境課) 9
- 特定鳥獣保護管理計画の策定……………( ) 9
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域産業振興課) 9
- 大規模小売店舗の廃止に関する届出……………( ) 10
- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 10
- 県営土地改良事業に係る換地処分(2件)……………(農村整備課) 10
- 監査委員公告**
- 監査結果に基づき講じた措置の公表……………10
- 正 誤**
- 平成19年3月15日付け県公報(第1862号)中……………12

## 規 則

宮崎県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第二十一号

#### 宮崎県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

宮崎県内水面漁業調整規則(昭和二十九年宮崎県規則第一十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の養北川の項中「東臼杵郡北川町大字」を「延岡市北川町」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十九年三月三十一日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第319号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第22条第1号に規定する適格研修は、次のとおりとする。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

研修の名称	実施主体	実施時間
「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修(基礎研修)	宮崎県	平成17年11月16日及び同月17日

「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修	「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会	平成17年11月21日から同月24日まで及び同年12月5日から同月15日まで
「介護サービス情報の公表」調査員養成研修	宮崎県	平成18年3月8日から同月14日まで及び同月16日から同月24日まで

### 宮崎県告示第320号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 児湯郡都農町大字川北字尾ノ下1 1442-78、11442-170、11577-9、字黒石 11829-1、字白水 14609-24、14609-29から14609-38まで、14609-40、14609-41、14609-44、14609-45、14609-54から14609-56まで、14609-60から14609-62まで、14609-64、14609-201、14609-203から14609-207まで
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに都農町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 321号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 児湯郡都農町大字川北字尾ノ下 1 1442-78、11442-170、11577-9、字黒石 11829-1、字白水 14609-24、14609-29から 14609-38まで、14609-40、14609-41、14609-44、14609-45、14609-54から 14609-56まで、14609-60から 14609-62まで、14609-64、14609-2 01、14609-203から 14609-207まで

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに都農町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。  
平成十九年三月二十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県告示第 322号**

**宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示**

宮崎県工事請負契約約款(平成八年宮崎県告示第五百十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「禁止等」を「禁止」に改め、同条第一項を削る。

第四十九条の第一項中「十分の」を「十分の一」に改める。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

**宮崎県告示第 323号**

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 起業者の名称

延岡市

2 事業の種類

北方インター防災公園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

宮崎県延岡市北方町曾木字壱丁鐘、字古川及び北方町南久保山字石畳地内

(2) 使用の部分  
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法(昭和26年法律第 219号)第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公園」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

延岡市は、延岡市過疎地域自立促進計画に基づき、合併後の新市のあり方や施設等の整備方針を定めている。本件事業は、本計画中の「交流・連携を通じて新たな活力の生まれるまちづくり」を実現するための施設として位置づけられており、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、「まちづくり交付金」の交付を受けるなど財源措置が講じられており、事業を遂行する十分な能力を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号要件への適合性について

① 申請事業の施行により得られる公共の利益について

延岡市は、平成18年2月に北方町、北浦町と合併し新市として発足した。新市において作成された第4次延岡市長期総合計画では、「リフレッシュのべおか」として、子供からお年寄りまでが共に支え合い、生き生きと健康に暮らせる生活空間づくりを最重要課題として推進することとしている。

また、平成17年の台風14号では、多くの住居が浸水し避難を余儀なくされたが、幹線道路等も冠水したため、通行車両の一時避難場所や被災者の避難場所の確保が深刻な問題となった。

本件事業は、交通の利便性の良い国道 218号北方延岡道路の北方インターチェンジ内に防災機能をもつ公園施設を整備するものであり、本件事業の完成により、以下の利益が得られると認められる。

ア 国道 218号北方延岡道路は、東九州自動車道や九州横断道路延岡道路と一体をなすものであり、人口集中地である延岡市街地からの交通の利便性が高く、スポーツ・レクリエーション大会の開催が容易で広域的なコミュニティを形成できる。

イ 第4次延岡市長期総合計画で目指す生き生きと健康に暮らせる生活空間づくりに向けた市民の癒しの場が提供できる。

ウ 国道 218号北方延岡道路は、現在よりも高台に建設されるため、五ヶ瀬川の氾濫時においても冠水の心配がなく、平成17年の台風14号で被災した地区の避難場所の確保ができる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業の施行により農地及び林地・原野等が失われるが、国道 218号北方延岡道路の北方インターチェンジ内に建設さ

れるため、隣接地に住居はなく周辺への影響は軽微であると認められる。

また、起業地内に文化財保護地域と史跡（古墳）があるが、試掘により保全を要するものは発見されていないことや史跡については、現状のまま保全を行う計画であり、影響は軽微であると認められる。

さらに、希少動植物等についても確認されておらず、自然環境への影響も軽微であると認められる。

### ③ 代替案の検討について

本件起業地の選定にあたっては、

ア 交通の便がよいこと

イ 防災機能性

ウ 造成工事の容易さ

等の条件を満たす3つの候補地を比較した結果、必要な用地面積が確保でき、交通の便が良く、上水道、排水等の基盤が整備されており、事業費の面で経済的であること等の理由から、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

### ④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は十分存するものと認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第3条の要件を充足するものと判断される。

### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

#### ① 申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(1)で述べたように、防災機能を持つ公園を建設し、広域的なコミュニティの形成や災害時の避難場所として防災に寄与することを目的とした事業である。大きな被害をもたらした平成17年の台風14号だけではなく、平成5年、平成16年にも起業地周辺は、五ヶ瀬川の氾濫により冠水しており、冠水しない避難場所と避難経路の確保は緊急の課題となっている。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

#### ② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、スポーツ・レクリエーションを行う公園と避難場所等の防災に必要な機能を実現するための緑地、施設、駐車場等の設置に必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

#### ③ 収用し又は使用する公益上の必要性

以上から、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

### 5 土地収用法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所 延岡市北方町総合支所建設課

### 宮崎県告示第 324号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月29日から平成19年4月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字板 谷字野下 4 20番10地先 から同郡同 村同大字同 字 420番10 地先まで	旧	11.0 ～ 25.0	70.0
				新	25.0 ～ 62.0	70.0

### 宮崎県告示第 325号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月29日から平成19年4月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	小林市大字 北西方字石 水8157番14 地先から同 市同大字同 字 918番地 先まで	旧	10.0 ～ 10.2	140.3
				新	10.0 ～ 14.8	140.3

### 宮崎県告示第 326号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年3月29日から平成19年4月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2	都城市安久	旧	8.3 ～	20.0

		22号	町4255番4 地先から同 市同町4255 番4地先ま で		74.6	
				新	12.0 ~ 77.0	20.0

**宮崎県告示第 327号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字土屋 67番6地先 から同市同 大字同字67 番1地先ま で	旧	5.0 ~ 28.6	322.0
				新	13.0 ~ 89.2	322.0

**宮崎県告示第 328号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字丸 山3234番2 地先から同 市同町江平 同字3227番 4地先まで	旧	11.3 ~ 13.0	60.0
				新	11.3 ~ 19.6	60.0

**宮崎県告示第 329号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字井出之 谷 270番地 先から同郡 同村同大字 同字 246番 6地先まで	旧	4.2 ~ 10.0	201.5
				新	9.0 ~ 19.0	201.5

**宮崎県告示第 330号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米 良村大字板 谷字野下 4 20番10地先 から同郡同 村同大字同 字 420番10 地先まで	平成19年 3 月29日

**宮崎県告示第 331号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	小林市大字 北西方字石 水8157番14 地先から同 市同大字同 字 918番地 先まで	平成19年 3 月29日



宮崎県告示第 332号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市安久 町4255番 4 地先から同 市同町4255 番 4 地先ま で	平成19年 3 月29日

宮崎県告示第 333号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 上揚字土屋 67番 6 地先 から同市同 大字同字67 番 1 地先ま で	平成19年 3 月29日

宮崎県告示第 334号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字丸 山3234番 2	平成19年 3 月29日

地先から同  
市同町江平  
同字3227番  
4 地先まで

宮崎県告示第 335号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 3 月29日から平成19年 4 月12日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字小 川字井出之 谷 270番地 先から同郡 同村同大字 同字 246番 6 地先まで	平成19年 3 月29日

宮崎県告示第 336号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第 57号) 第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成19年 3 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 6 号までを順次結んだ線、標柱 6 号と標柱 7 号を市道小松台南63号線道路敷に沿って結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字浮田字千丈 109
2	” ” ” 108
3	” ” ” 110- 1
4	” ” ” 115
5	” ” ” 132
6	” ” ” 129- 1
7	” ” ” 106

2

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 8 号までを順次結んだ線、標柱 8 号と標柱 9 号を市道浮田 1 号線道路敷に沿って結んだ線及び標柱 1 号と標柱 9 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	宮崎市大字浮田字古城43
2	” ” ”
3	” ” ” 63
4	” ” ” 63地先道路敷
5	” ” ” 62-5地先道路敷
6	” ” ” 62-3地先道路敷
7	” ” ” 61-1
8	” ” ” 53地先道路敷
9	” ” ” 46地先道路敷

3

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	日南市大字東弁分字大川田甲 870-1 地先里道
2	” ” ” 大平甲1716-2
3	” ” ” 船石乙3480
4	” ” ” ” 3479
5	” ” ” ” ”
6	” ” ” ” 3470
7	” ” ” ” 3474
8	” ” ” ” 3475-1
9	” ” ” 地蔵原甲 883-1 地先里道
10	” ” ” 船石乙3481地先水路

4

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	西諸県郡高原町大字蒲牟田字長迫7584-1
2	” ” ” ” ”
3	” ” ” ” ” 7583-2
4	” ” ” ” ” ”
5	” ” ” ” ” ”
6	” ” ” ” ” 7586-2
7	” ” ” ” ” 7586-1

5

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱16号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	西諸県郡高原町大字蒲牟田字長迫7590
2	” ” ” ” 字湯ノ元7300-1
3	” ” ” ” ” 7276-35
4	” ” ” ” ” 7325-2
5	” ” ” ” ” 7322-1
6	” ” ” ” ” ”
7	” ” ” ” ” 7321-7
8	” ” ” ” ” 7319
9	” ” ” ” ” 7313

10	” ” ” ” ” 7309
11	” ” ” ” ” 7305
12	” ” ” ” ” 7302-1
13	” ” ” ” ” 7302-4
14	” ” ” ” ” 7321-2
15	” ” ” ” ” 7301-3
16	” ” ” ” ” 7276-74

6

(1) 区域の表示

標柱 1 号から標柱 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	東臼杵郡椎葉村大字大河内字桐尾 185-13
2	” ” ” ” ” ”
3	” ” ” ” ” 185-11
4	” ” ” ” ” 185-13
5	” ” ” ” ” ”
6	” ” ” ” ” ”

宮崎県告示第 337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	種子田 1	I-1-3291	急傾斜地の崩壊
	種子田 2	II-1-5313	急傾斜地の崩壊
	種子田 3	II-1-5314	急傾斜地の崩壊
	向江田 1	II-1-5311	急傾斜地の崩壊
	向江田 2	II-1-5312	急傾斜地の崩壊
	向江田 3、4	II-1-5378	急傾斜地の崩壊
	下九瀬 1	I-1-3322	急傾斜地の崩壊
	下九瀬 2	II-1-5620	急傾斜地の崩壊
	下九瀬 3	II-1-5685	急傾斜地の崩壊
	下九瀬 4、5	II-1-5686	急傾斜地の崩壊
	下九瀬 6、7	II-1-5692	急傾斜地の崩壊
	下九瀬 8、9	II-1-5698	急傾斜地の崩壊
下九瀬 10	II-1-5701	急傾斜地の崩壊	
下九瀬 11、12	II-1-5705	急傾斜地の崩壊	
下ノ原	I-1-0823	急傾斜地の崩壊	
中原	I-1-3328	急傾斜地の崩壊	

	鳥田町 6	05- 363- 2 - 035	土 石 流		黒原 - 1	Ⅱ - 1 - 8135	急傾斜地の崩壊
	鳥田町 8	05- 363- 2 - 037	土 石 流		黒原 - 2	Ⅱ - 1 - 8137	急傾斜地の崩壊
	宮路谷川	05- 363- 1 - 015	土 石 流		黒原 - 3	Ⅱ - 1 - 8138	急傾斜地の崩壊
	大年谷川 1	05- 363- 1 - 016	土 石 流		中河内	Ⅰ - 1 - 1789	急傾斜地の崩壊
	大年谷川 2	05- 363- 1 - 017	土 石 流		迎 町	Ⅰ - 1 - 1792	急傾斜地の崩壊
	仮屋谷川	05- 363- 2 - 063	土 石 流		栃 屋	Ⅱ - 1 - 2253	急傾斜地の崩壊
えびの市	昌明寺 1、 2	Ⅱ - 1 - 2286	急傾斜地の崩壊	高千穂町	栃屋 - 1	Ⅱ - 1 - 7956	急傾斜地の崩壊
	昌明寺 3	Ⅱ - 1 - 5442	急傾斜地の崩壊		田原 - 1	Ⅰ - 1 - 3745	急傾斜地の崩壊
	西川北 1	Ⅱ - 1 - 5410	急傾斜地の崩壊		田原 - 2	Ⅰ - 1 - 3746	急傾斜地の崩壊
	西川北 2、 3	Ⅱ - 1 - 5411	急傾斜地の崩壊		寺 の 下	Ⅰ - 1 - 1796	急傾斜地の崩壊
	西川北 4	Ⅱ - 1 - 5460	急傾斜地の崩壊		上愛宕平 - 1	Ⅱ - 1 - 7998	急傾斜地の崩壊
	西長江浦 1 ～ 3	Ⅱ - 1 - 5450	急傾斜地の崩壊		上愛宕平 - 2	Ⅱ - 1 - 7999	急傾斜地の崩壊
	西長江浦 4	Ⅱ - 1 - 5451	急傾斜地の崩壊		黒口南部	Ⅰ - 1 - 1823	急傾斜地の崩壊
	西長江浦 5 ～ 7	Ⅱ - 1 - 5464	急傾斜地の崩壊		四天寺平	Ⅱ - 1 - 8003	急傾斜地の崩壊
	昌明寺 3	05- 209- 2 - 010	土 石 流		今山平	Ⅱ - 1 - 8004	急傾斜地の崩壊
	西川北 1	05- 209- 1 - 014	土 石 流		黒 口	Ⅰ - 1 - 2255	急傾斜地の崩壊
高原町	上 広 原	Ⅱ - 1 - 5506	急傾斜地の崩壊	はしかみ谷	Ⅱ - 1 - 8090	急傾斜地の崩壊	
	湯 ノ 元	Ⅰ - 1 - 0781	急傾斜地の崩壊	中 原	Ⅱ - 1 - 1797	急傾斜地の崩壊	
	長 迫	Ⅱ - 1 - 0783	急傾斜地の崩壊	今狩平 - 1	Ⅱ - 1 - 8000	急傾斜地の崩壊	
	川原口 1	Ⅰ - 1 - 0797	急傾斜地の崩壊	松ノ廻平 - 1	Ⅱ - 1 - 8002	急傾斜地の崩壊	
	川原口 2	Ⅱ - 1 - 5474	急傾斜地の崩壊	河井ノ内川	11- 441- 1 - 086	土 石 流	
野尻町	東 猿 瀬	Ⅱ - 1 - 5617	急傾斜地の崩壊	日之影町	栃 の 木	Ⅰ - 1 - 1924	急傾斜地の崩壊
	瀬戸ノ口	Ⅱ - 2 - 0041	急傾斜地の崩壊		松の木 - 2	Ⅱ - 1 - 8228	急傾斜地の崩壊
	八 所 1	Ⅰ - 1 - 3311	急傾斜地の崩壊		松の木 - 3	Ⅱ - 1 - 8229	急傾斜地の崩壊
	八 所	Ⅱ - 1 - 5517	急傾斜地の崩壊		大 人	Ⅰ - 1 - 1950	急傾斜地の崩壊
	大 眠 1	05- 362- 1 - 003	土 石 流		大人 - 1	Ⅱ - 1 - 8283	急傾斜地の崩壊
	大 眠 2	05- 362- 2 - 001	土 石 流		大人 - 2	Ⅱ - 1 - 8284	急傾斜地の崩壊
	南 八 所	05- 362- 1 - 004	土 石 流		仁 田 野	Ⅰ - 1 - 1951	急傾斜地の崩壊
			楠 原 川	11- 442- 1 - 029	土 石 流		
五ヶ瀬町				波 帰	Ⅱ - 1 - 2027	急傾斜地の崩壊	
				下山 - 1	Ⅱ - 1 - 8377	急傾斜地の崩壊	
				下山 - 2	Ⅱ - 1 - 8378	急傾斜地の崩壊	
				土生 - 1	Ⅱ - 1 - 8380	急傾斜地の崩壊	
				土生 - 2	Ⅱ - 1 - 8381	急傾斜地の崩壊	
				土生 - 3	Ⅱ - 1 - 8384	急傾斜地の崩壊	
				栗 原	Ⅱ - 1 - 8379	急傾斜地の崩壊	
				室 野 (3)	Ⅰ - 2 - 0102	急傾斜地の崩壊	
				天貫部川(4)	11- 443- 1 - 004	土 石 流	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木部砂防課及び小  
林土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法  
律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり  
土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす  
る。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
	竹 の 下	Ⅰ - 1 - 1818	急傾斜地の崩壊
	黒 原	Ⅰ - 1 - 1893	急傾斜地の崩壊
	黒 原 下	Ⅰ - 1 - 3726	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木部砂防課及び西  
臼杵支庁に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 339号

平成19年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定  
める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特  
定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札  
という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示し、平成19  
年4月1日から施行する。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格  
次の各号のいずれにも該当しない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (2) 次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 資格の審査に係る申請書（物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を使用するものとする。）又は申請書に添付する書類（要綱第 3 条第 2 項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）に故意に虚偽の事実を記載した者
- 3 入札参加資格審査の申請の方法
  - (1) 申請書及びその申請書に添付する書類（以下「申請書類」という。）は持参又は送付（郵便にあっては書留に限る。）により提出すること。
  - (2) 申請書には参加希望の入札案件名を明記すること。
  - (3) 申請書類の受付期間  
申請書類は、随時受け付ける（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 8 時30分から午後 5 時まで）が、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
  - (4) 申請書類の配布及び提出場所並びに申請についての問い合わせ先  
宮崎県出納事務局物品管理課調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
  - (5) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨  
申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 有効期間

資格を取得した日から平成20年 9 月30日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続  
有効期間の更新を希望する者は、平成20年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月31日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに有効期間更新の申請を行うこと。
- 6 その他
  - (1) 要綱に基づき資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。
  - (2) 平成18年宮崎県告示第 201号において資格を得た者は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有している者とみなす。
  - (3) この告示に定めるところにより資格を有することとなった者（6(2)により資格を有する者と見なされた者を含む。）において、要綱に基づく同じ種目の資格を得たいものは、その旨を申し出ること。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA 機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
塗料		
諸材		
車両・船舶・航空機類	車両販売・整備	
	船舶販売・整備	
	航空機販売・整備	
	バイク・自転車	
印刷類	平版活版	
	軽印刷	
	カラー印刷	
	フォーム印刷	
	特殊印刷	
	青写真	
	航空写真・マイクロ写真	
薬品類	医薬品	
	農業薬品	



	燃料類	化学工業薬品	申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
		石油製品					
	家具・木工類	高圧ガス					
		家具・木工					
	寝具・被服類	室内装飾・畳					
		寝具					
		被服・装備品					
		消防・警察用品					
	百貨・日用品類	靴・鞆					
		百貨					
		記念品・美術品					
		写真・カメラ					
		時計・貴金属					
		ガラス・陶器					
		楽器					
		スポーツ用品					
	看板・旗類	金物・荒物・雑貨					
		看板					
		旗・染物					
	その他	シート・テント					
肥飼料・種苗							
書籍							
古物買受							
その他							
サービス（役務 の提供）に関する業種	賃貸業務	電算機器	平成 19年 3月 15日	特定非営利 活動法人 ひむか維森 の会	松岡 明彦	宮崎県宮 崎市東大 宮2丁目 27番65号	この法人は、県 民に対して、森 林業木材を活 用しての宮崎県 産材の普及促進 及び環境教育に 関する事業を行 い、もって環境 保全に寄与する ことを目的とする。
		事務機器					
		その他					
	広告・宣伝	広告代理					
		催事企画展示					
		デザイン製作					
		その他					
	電算業務	電算処理（システム開発 を含む。）					
		データエントリー					
		その他					
	その他	クリーニング					
		運送					
廃棄物処理							
調査・研究・検査							
	その他						

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 19年 3月 15日	特定非営利 活動法人 ひむか維森 の会	松岡 明彦	宮崎県宮 崎市東大 宮2丁目 27番65号	この法人は、県 民に対して、森 林業木材を活 用しての宮崎県 産材の普及促進 及び環境教育に 関する事業を行 い、もって環境 保全に寄与する ことを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を定めた。  
なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、ニホンジカ及びニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画を定めた。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルショク中央通店  
宮崎市中央通3番42号
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝  
大分県大分市東春日町13番11号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝  
大分県大分市東春日町13番11号
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年11月9日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,770㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物R階 92台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物東側 13台、建物南側 126台 合計 139台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 45.62㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物北側 (No.1) 9.29㎡、建物北側 (No.2) 8.95㎡  
建物北側 (No.3) 8.42㎡、建物内北側 (No.4) 10.70㎡  
合計 37.36㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分～午前0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物東側(入口) 1箇所、建物西側(出入口) 1箇所  
合計 2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時30分～午後10時
- 8 届出年月日  
平成19年3月8日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所
  - (2) 期間  
平成19年3月29日から平成19年7月30日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
  - (2) 期間  
平成19年3月29日から平成19年7月30日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。  
平成19年3月29日  
宮崎県知事 東国原 英 夫
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングセンターマルショク  
宮崎市中央通3番42号
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルショク 代表取締役 菊池俊勝

- 大分県大分市東春日町13番11号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
5,800㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成19年3月1日
- 6 変更する理由  
建物の老朽化による店舗建替えのため
- 7 届出年月日  
平成19年3月8日
- 
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、末水第2地区県営土地改良事業(日之影町、中山間地域総合農地防災事業)に係る土地改良事業計画を変更する。  
なお、関係書類を次のとおり縦覧する。  
平成19年3月29日  
宮崎県知事 東国原 英 夫
- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
  - 2 縦覧期間  
平成19年3月29日から平成19年4月26日まで
  - 3 縦覧場所  
日之影町役場
- 
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、ひえつき地区向山日添2換地区県営土地改良事業(椎葉村、県営中山間地域総合整備事業)に係る換地処分をした。  
平成19年3月29日  
宮崎県知事 東国原 英 夫
- 
- 土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、ひえつき地区川の口下換地区県営土地改良事業(椎葉村、県営中山間地域総合整備事業)に係る換地処分をした。  
平成19年3月29日  
宮崎県知事 東国原 英 夫
- ### 監査委員公告
- 平成18年10月12日付け 44100-600及び平成18年11月9日付け 44100-615の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、宮崎県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。  
平成19年3月29日  
宮崎県監査委員 川崎 浩 康  
宮崎県監査委員 矢野 政 男  
宮崎県監査委員 中村 幸 一  
宮崎県監査委員 権藤 梅 義
- 1 情報政策課
    - (1) 監査の結果に関する報告事項  
宮崎情報ハイウェイ21使用料について、調定の時期が遅れているものが散見された。
    - (2) 措置の内容

宮崎情報ハイウェイ21使用料の調定期期については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。

## 2 児童家庭課

### (1) 監査の結果に関する報告事項

旅費、消耗品費等について、不適正な業務執行により支出事務が著しく遅延し、過年度支出になっているものがあつた。

### (2) 措置の内容

過年度未払いとなっていた旅費5件、需用費等4件について、財務規則第54条第4項及び第94条に基づき、適正な事務処理を行った。今後は、事業スケジュール表等により業務執行状況を把握するとともに、管理体制を強化し適時適正な事務処理に努める。

## 3 中央福祉相談センター、北・西諸県福祉事務所、東臼杵福祉事務所

### (1) 監査の結果に関する報告事項

母子福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

### (2) 措置の内容

母子福祉資金貸付金の収入未済については、平成17年度に導入された母子寡婦福祉資金システム等の活用により滞納状況を的確に把握し、定期的に開催する対策会議等において対応方針を検討するなど、組織的な償還指導に取り組んでいるが、厳しい社会経済情勢の中、就労状況が不安定で生活基盤が脆弱な家庭も多く、滞納の解消に結びついていない状況にある。このため、下期の対策に、一層積極的に取り組み、保証人への対応も含め、ケースに応じたきめ細かな指導等を行い、収入促進に努めていく。

① 貸付に当たって本人及び保証人への面接等により、制度の趣旨徹底、償還意識の啓発を図り、滞納発生の未然防止に努める。

② 滞納者の実態把握と、償還指導の進行管理の徹底を図る。

③ 償還期間到来前に債務者への連絡を実施し、償還計画の再認識を促し、併せて、口座振替利用の促進を図る。

④ 滞納発生初期において、重点的な償還指導を実施し、滞納の常態化の未然防止に努める。

⑤ 償還指導強化月間を中心に、夜間の償還指導等に努める。

⑥ 督促、催告の実施と併せ、長期滞納者には誓約書の提出を求める等により、適正な債権管理に努める。

## 4 児湯福祉事務所

### (1) 監査の結果に関する報告事項

生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

### (2) 措置の内容

債権回収に向けた事務所内の意識の統一を図り、効果的な対応を行うため、未収金対策会議で債権状況を随時確認し、把握するとともに、個別の対応策を協議した。このうち、長期滞納となっているケースについては、返還意識を醸成するため、文書や電話による催告に止まらず、戸別訪問の回数を増やし、徹底的に納入指導を行った。また、納入が途中で滞っているケースについては、返還の継続を図るため、額の大小を問わず、戸別訪問による確実な現金収納に努めた。

## 5 中央福祉相談センター、都城児童相談所、延岡児童相談所

### (1) 監査の結果に関する報告事項

児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

### (2) 措置の内容

児童保護費負担金の徴収については、年間を通して滞納状況の分析・検討を行い、対策を協議するとともに、未収金徴収強化月間には重点的な納入指導を行い、収入未済額の解消に取り組んでいる。

今後とも、下記の各対策について、一層の徹底を図り、収入促進に努めていく。

① 施設入所に際して児童の保護者に制度の趣旨を十分説明し理解させ、納入意識の高揚を図る。また、退所の際に未納がある場合は、期限内納入の指導を行い、未収金の発生を防止する。

② 未納者に対しては、督促や計画的な返納指導（電話・訪問）を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じ、分割納入の措置をとるなど、きめ細かな対応を行う。

③ 未収金徴収強化月間を中心として、夜間の徴収等に努める。

④ 督促や催告の実施と併せ、長期未納者には誓約書の提出を求めるなど、適正な債権管理に努める。

## 6 都城児童相談所

### (1) 監査の結果に関する報告事項

被虐待児童一時保護委託事業について、予算執行同の金額を超えて予算を執行していた。

### (2) 措置の内容

支出事務に当たっては、財務規則第54条以下に基づく事務処理を厳格に行い、適正な予算執行に努める。

## 7 延岡児童相談所

### (1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、支給要件のない職員に特急料金（半額）を支払い、過払いとなっているものがあつた。

### (2) 措置の内容

事務局監査実施後、直ちに認定誤りを是正し、過払い分の平成18年度分については平成18年7月給与において戻入した。また、過年度戻入対象となる平成17年度分についても、平成18年7月6日に返納した。今後は、認定時において支給要件の確認等に留意し、認定誤りの発生を防止する。

## 8 商工政策課

### (1) 監査の結果に関する報告事項

通勤手当について、通勤距離の認定誤りにより過払いとなっているものがあつた。

### (2) 措置の内容

直ちに通勤距離を再計測し、平成18年9月20日に戻入した。今後は、確認事務の徹底を図り、認定事務の適正化に努める。

## 9 観光・リゾート課

### (1) 監査の結果に関する報告事項

電柱等設置に係る行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものがあつた。

### (2) 措置の内容

電柱等設置に係る行政財産使用料の調定期期については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。

## 10 都市計画課

### (1) 監査の結果に関する報告事項

電柱等設置に係る行政財産使用料について、調定の時期が遅

れているものがあつた。

(2) 措置の内容

電柱等設置に係る行政財産使用料の調定期期については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。

11 宮崎土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

県営住宅使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

平成18年度から管理委託している指定管理者と収入未済額の圧縮に向けて定期的に協議を行い、長期滞納を防ぐため、滞納者及び連帯保証人に対して早期に接触し、閉庁日にも電話や臨戸訪問等を積極的に行うこととした。また、悪質滞納者に対しては、関係機関と連携し、明渡請求を行うなど法的措置により収入未済額の圧縮に努めることとした。

12 高鍋土木事務所

(1) 監査の結果に関する報告事項

電柱等設置に係る行政財産使用料について、調定の時期が遅れているものが見受けられた。

(2) 措置の内容

電柱等設置に係る行政財産使用料の調定期期については、財務規則等に基づき適正に処理するよう周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化した。

13 経営管理課

(1) 監査の結果に関する報告事項

平成17年度の経営状況は、純損失30億 9,946万1千円を計上し、累積欠損金が 226億 1,605万2千円に達している。このため、平成18年度から地方公営企業法の全部を適用し、病院局を設置するなど組織体制の強化を図り、平成22年度にすべての病院の単年度黒字化を目指した「中期経営計画」が策定された。

こうしたことから、抜本的な経営の改善は急務であり、今後、「平成17年度公営企業決算審査意見書」で述べている「審査意見」も十分に踏まえ、経営健全化に向けた更なる努力が求められる。

(2) 措置の内容

厳しい経営状況にある県立病院事業においては、今年度から、地方公営企業法の全部を適用し、経営改革に取り組んでいる。その改革の一環として、有識者で構成する県立病院事業評価委員会からの意見・提言や、民間の専門家からの意見等を踏まえ、明確な経営目標と、その目標を達成するための取り組みを含めた中期経営計画を策定した。

この中期経営計画では、収益確保と費用節減の両面から、病院毎に様々な改革に取り組むことにより、すべての県立病院で平成22年度の単年度黒字化を目指すこととしている。

また、宮崎病院では質の高いがん医療の提供を図ることや、延岡病院では地域医療支援病院の体制整備を図ることなど、各病院での良質な医療を提供する取り組みも盛り込んでいる。

今後、中期経営計画の着実な推進により、経営の健全化を図るとともに、高度で良質な医療を安定して提供できるよう取り組んでいく。

14 県立宮崎病院

(1) 監査の結果に関する報告事項

個人負担分の医業未収金について、収入未済額及び収入未済

率が前年度と比較して増加している。

(2) 措置の内容

近年の景気低迷、雇用情勢の悪化等により、医療費の個人負担分を支払うことができない患者が増加している。生活困窮を原因とする場合の大半は国保税の滞納や失業による無保険といった問題も同時に抱えており、これによって医療費が全額負担となり、ますます未収額が増大するといった状況もみられる。加えて、滞納者の中には当初から医療費の支払いをするつもりのないきわめて悪質な事例もあり、対応に苦慮している。

大変厳しい状況下ではあるが、平成16年6月から未収金徴収員（非常勤）を配置し、職員によるものと併せて臨戸訪問、電話督促等を強化し、同時に滞納者の実態把握にも努め、一定の効果を上げている。本監査実施後、未収金徴収員の増員配置を行い、9月から2名体制として徴収体制を強化したところである。

医事課においては特に未収金の未然防止に重点を置き、現年度分で未収金額が増加傾向にあるものについては、患者・家族等との面談を積極的に実施している。あらかじめ支払困難が予想される患者に対しては、関係機関、院内の各部署と連携し公的制度の利用や分割払いについての相談に応じている。一方、納入督促に応じない滞納者については、臨戸訪問を繰り返し行い、また、連帯保証人に協力を求めるなど、様々な手法により未収金の回収に努力している。

今後とも、未収金の発生防止に努めるとともに、滞納者に対しては、ねばり強く支払いを求めるなど、未収金額の圧縮に努めていく。

正 誤

平成19年3月15日付け県公報（第1862号）中

ページ	段	行	誤	正
7	右	51	平成19年3月31日	平成19年3月29日